

太良町さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱

令和4年7月19日

訓令第35号

(趣旨)

第1条 町長は、太良町内における移住・定住の促進及び地域の担い手不足の解消や地域課題の解決を図るため、佐賀県と共同して行うさが暮らしスタート支援事業(以下「本事業」という。)において、佐賀県外から太良町に移住して就業、起業、事業承継又は空き家の活用等をしようとする者が、本事業の支給要件を満たす場合に、予算の範囲内において、さが暮らしスタート支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付については、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領及び太良町補助金等交付規則(平成8年太良町規則第9号)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 補助金の対象として佐賀県が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5の2(1)①に示す対象法人をいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (4) 移住支援金 「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金をいう。
- (5) 起業支援金 「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす転入時の年齢が59歳以下の者のうち、第2号から第8号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、太良町移住支援事業補助金交付要綱に基づく太良町移住支援事業の対象となる者及び佐賀商工会議所が実施する事業引継ぎ奨励金交付事業により「移住加算奨励金」の交付を受ける者は除く。

- (1) 移住等に関する要件として、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 移住する直前(住民票を太良町に移す直前に県内の他市町において農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を県内の他市町に移す直前のことをいう。以下同じ。)の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。
- (イ) 移住する直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。
- イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 令和4年4月1日以降に太良町に転入(佐賀県外から県内の他市町に転入し、農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために佐賀県外から県内の他市町に住民票を移した日とする。以下同じ。)したこと。
 - (イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内(佐賀県外から県内に転入し、農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受講した者については、申請期間である1年間の算定には、転入後の当該研修期間は含めない。また、別表1に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業(林業作業士研修対象者)を活用した者については、就業開始日から研修開始日までの期間を、申請期間である1年間の算定に含めない。)であること。
 - (ウ) 町内に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他町長が不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、佐賀県が移住支援金の対象として「さがUターンナビ」又は「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。
 - オ 上記イの求人への応募日が、「さがUターンナビ」又は「さがジョブナビ」に同求

人が移住支援金の対象として掲載されている期間中であること。

カ 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 上記イの求人への就職日が、令和4年4月1日以降であること。

(3) 起業に関する要件として、起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 農林漁業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 農林漁業に就業した者のうち、別表1に掲げる人材確保支援策又は町長が別に定める人材確保支援策を活用した者であること。

イ 令和4年4月1日以降に、県内において農林漁業に就業したこと。

ウ 補助金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(5) スポーツ振興に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県SSPアスリートジョブサポエントリー企業(法人)であること。

イ 佐賀県SSPアスリートジョブサポエントリー企業(法人)に就業した者のうち、別表1に掲げる人材確保支援策を活用し、当該企業(法人)に就業した者であること。

ウ 令和4年4月1日以降に、当該企業(法人)に就業したこと。

エ 当該企業(法人)に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

(6) 伝統工芸等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 別表2に掲げる事業者(県内に限る)に就業した者又は別表2に掲げる事業者(県内に限る)として新たに開業した者であること。

イ 令和4年4月1日以降に、当該事業者に就業し、又は当該事業者として開業したこと。

ウ 別表2に掲げる商品の担い手として、補助金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有している(一定期間の就業後、就業先を退職し、当該商品の担い手として独立開業する意思を有している場合も含む。)こと。

(7) 事業承継に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 県内に所在する株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社等の事業又は個人事業を、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて承継(事業承継予

定として、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて10年以内の事業承継計画書による合意がなされている場合は、事業承継が成立したものとみなす。)し、その代表者となる者であること。

イ 令和4年4月1日以降に、事業承継が成立したこと。

ウ 補助金の申請日から5年以上、申請者が承継した事業を継続する意思を有していること。

(8) 空き家活用に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 太良町が設置する空き家情報バンク制度を活用し、居住することを目的として空き家を取得した者であること。

イ 令和4年4月1日以降に、当該空き家を取得したこと。

ウ 当該空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移した者であること。

エ 補助金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、単身での移住の場合は60万円、世帯での移住の場合は100万円とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、太良町さが暮らしスタート支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に別表3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び額の確定を行い、太良町さが暮らしスタート支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、太良町さが暮らしスタート支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を命ずることとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等その他のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から3年未満に太良町から転出した場合
- ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- オ 補助金の申請日から1年以内に申請者が承継した事業を廃止した場合
- カ 空き家の取得、改修等に係る太良町の支援制度の交付決定等を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請日から3年以上5年以内に太良町から転出した場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

区分	実施主体	人材確保支援策
農業	太良町	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)
漁業	佐賀県漁業就業者支援協 議会	経営体育成総合支援事業(長期研修事業対象者)
林業	全国森林組合連合会	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業(林業作業 士研修対象者)
スポーツ	公益財団法人佐賀県スポ ーツ協会	SSP選手・指導者佐賀定着支援金
	佐賀県	SSPアスリートジョブサポによる職業紹介

別表2(第3条関係)

産品名	事業者	団体等
伊万里・有田焼	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市	佐賀県陶磁器工業協同組合(登録商

	に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	社を含む)、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等(陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具)の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	肥前陶土組合、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等(陶土、溶剤、釉薬、絵具)の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	左項市町の商工会議所又は商工会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社

鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

別表3(第5条関係)

要件別	確認書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書の写し(マイナンバーカード、運転免許証等) ・ 移住先の住民票の写し ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し (申請者が外国人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し ・ 誓約書兼同意書(様式第1号の2) ・ その他町長が必要と認める書類
世帯向けの金額を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住先の住民票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類) ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類)
就職に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書(就職)(様式第2号の1)
起業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し
農林漁業に関する要件に該当する場合	(農業の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の交付決定通知書の写し (林業の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書(漁業・林業)(様式第2号の2) ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の

	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し <p>(漁業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(漁業・林業) ・長期研修支援事業(独立型)実施の認定通知の写し <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
スポーツ振興に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(スポーツ)(様式第2号の3)
事業承継に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継支援証明書(事業承継)(様式第2号の4) ・事業承継の成立を証する書類(契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等)の写し
伝統工芸等に関する要件に該当する場合	<p>(就業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(伝統工芸)(様式第2号の5) <p>(開業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・別表2「団体等」に加入したことを証する書類の写し <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
空き家活用に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が設置する空き家バンク活用を証する書類の写し ・空き家取得の成立を証する書類(契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等)の写し